平成２０年（フ）第７１５号
長崎県長崎市金堀町31番７号、旧住所長崎県長崎市田中町1027番地48　プラネットⅡ１Ｆ
債務者　野口陽一郎
１　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大西　敏嗣
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月19日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９０９８号
大阪市中央区久太郎町２丁目３番８―301号
債務者　松田　昌久
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山岸　久朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月22日午後４時
５　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３０７号
大阪市浪速区久保吉２丁目１番２―404号
債務者　三橋商会こと　三橋　憲一
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山岸　久朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月22日午後４時
５　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３５４号
大阪府門真市宮野町16―11　ウイング21―405号室、住民票上の住所神奈川県川崎市宮前区宮崎６丁目１番地４　ファーサ宮崎台211
債務者　内村　　寛
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松尾　善紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月22日午後３時
５　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３６７号
大阪府豊中市旭丘１番９―601号
債務者　乾　　隆人
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　家郷　資大
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月25日午後３時
５　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４１７号
大阪府寝屋川市国松町43番29号
債務者　佐野　卓秀
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安田　正俊
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月１日午後３時
５　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９０号
仙台市宮城野区蟹沢４番３号　シャーメゾンＳｈｅｌｌ’ｓ101
債務者　遠藤　裕之
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　神坪　浩喜
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月５日午前10時５分
５　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６６９号
仙台市宮城野区萩野町３丁目６番地の５　ＳＫハイツ207
債務者　呉　　成福
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　神坪　浩喜
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月５日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７８２号
仙台市泉区泉ケ丘５丁目７番７号
債務者　千坂　和也（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　彰二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月14日午後１時35分
５　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４５号
宮城県気仙沼市落合350番地
債務者　吉田　聖次
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　東　　忠宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月15日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第７３号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字天王前19番地２、前住所宮城県登米市迫町佐沼字内町17番地５
債務者　髙橋　　章
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　東　　忠宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月15日午前11時40分
５　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第６１５号
北海道亀田郡七飯町字大沼町211番地
債務者　城戸口あや子
１　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井口　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月24日午後４時30分
５　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
函館地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１４９９号
大阪府富田林市藤沢台２丁目２番331号
債務者　前島　将雄
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５００号
大阪府富田林市藤沢台２丁目２番331号
債務者　前島　厚子
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６２９号
堺市堺区材木町西１丁１番12―105号、前住所堺市堺区宿屋町西１丁２番２号
債務者　お食事処波奈房こと　平岡スヱ子
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６３０号
堺市堺区材木町西１丁１番12―105号、前住所堺市堺区宿屋町西１丁２番２号
債務者　平岡　茂治
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６３５号
堺市堺区旭ヶ丘中町３丁３番４号
債務者　熊川アナ　メイ　ネメンゾ
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係